

平成20年度第19回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年12月17日(水) 午後4時00分～午後5時30分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師
任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦
課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験(資格免許職(3回目)等)の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(警察事務・追加募集))の実施について

議案第3号 人事委員会規則の制定及び一部改正について

議案第4号 平成20年(措)第955号事案の職権補正について

議案第5号 選考により採用することができる職に係る承認について

報告第1号 平成20年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))の採用候補者について

報告第2号 公平委員会事務委託団体の職員の懲戒処分について

協議等事項

(1) 診療情報管理士の職の設置について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、議案第4号、報告第1号、報告第2号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

高橋委員は体調不良のため出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

(1) 議案第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（3回目）等）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A/B)
土木	名程度 2	名 21 (2)	名 14 (2)	名 4 (1)	名 4 (1)	名 2 (1)	倍 7.
薬剤師	2	5 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)	1.3
管理栄養士	1	29 (24)	24 (21)	4 (2)	4 (2)	2 (2)	12.0
合計	5	55 (26)	42 (23)	12 (3)	11 (3)	7 (3)	6.0

※表中の（ ）は女性の内数

② 試験日程

第1次試験	試験日	11月2日(日)
	試験会場	県庁講堂
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査 ※論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施
	合格発表	11月11日(火)
第2次試験	試験日	12月8日(月)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表日	12月18日(木)

③ 採用候補者名簿

平成20年12月18日付けで確定する。

④ 採用予定時期

平成21年4月1日

【質疑】

委員

管理栄養士は国家試験に合格しなかったら採用しないということか。

事務局

管理栄養士の資格がないと要件を満たさないのだから。

委員

合格者が管理栄養士の資格を取れなかった場合、下位の者が繰り上がって採用候補者に決定することはあるのか。

事務局

それはない。

(2) 議案第2号

平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 試験の概要

ア 募集職種・採用予定者数

職種	採用予定者数
警察事務	4名程度

イ 受験資格

(ア) 年齢要件

昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

(イ) 国籍要件

日本国籍を有していること

(ウ) 試験日程

受付期間		1月7日(水)～21日(水)(消印有効) (インターネット受付:1月7日(水)午前0時～21日(水)午後12時)
第1次試験	試験日	2月7日(土)
	試験会場	県庁講堂 ※受験者数の状況により、受験者によっては、試験会場が県庁講堂以外の部屋(県庁敷地内)となる場合あり。
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格者発表	2月18日(水)(予定)
第2次試験	試験日	3月2日(月)(予定)
	試験会場	県警察本部庁舎会議室
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査
	採用候補者発表	3月中旬(予定) ※発表日は、第1次試験の合格通知に記載予定。

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

② 広報

平成21年1月6日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質疑】

委員

内容について特に議論した方がいい部分があるか。

事務局

内容はこれまでと同様なので、この時期に試験をするかしないかの判断だと思う。

委員

臨時職員での対応が困難と言うことであればやむを得ないのではないか。

(3) 議案第3号

人事委員会規則の制定及び一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 規則の名称

【制定】

- ・ 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則
- ・ 平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則

【改正】

- ・ 管理職手当に関する規則
- ・ 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則
- ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

② 概要

ア 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則

給料表に一定割合が乗じられることになり給料月額が減じられる職員とその他の職員との間の著しい不均衡を防止するため、必要な調整を行う。

イ 平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則

行政職給料表3級以上に相当する職員を定める。

ウ 管理職手当に関する規則

給料表に乗じられることとなる割合に準じて管理職手当の額を減額する。

エ 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則

行政職給料表3級以上に相当する職員を定めるとともに、平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する職員と権衡上必要と認められる当該職員の給料月額に給与条例に準じた割合を乗じる。

(施行日：平成21年1月1日)

オ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

カ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

裁判員として出頭する場合における休暇を特別休暇とする。

(施行日：平成21年5月21日)

その他所要の改正を行う。

(施行日：公布日)

【質疑】

委員

裁判員の候補者については大勢該当したのか。

事務局

周辺では特に聞いていない。

事務局

県職員は1万数千人おり、かなりの確率で該当者がいると思われるが、報道等の影響もあって公表を差し控えているのではないか。このこととも関連するが、この裁判員休暇を新設するに当たり、守秘義務を悪用して不適切な休暇取得が生じないとも限らないため、休暇取得に際しては裁判所からの通知文書等を所属長が確認するよう求める方向で検討している。

委員

確かに悪用することは可能だと思う。

事務局

通知で定める方向で検討したい。

委員

最初の呼び出し状だけでは不十分なので、裁判員による裁判のそれぞれの段階で出る通知をその都度見せてもらうようにした方が、より適切な休暇の取得につながると思われるので検討してみしてほしい。

(4) 議案第4号

平成20年(措)第955号事案の職権補正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(5) 議案第5号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

【説明】

① 申請のあった職
講師(看護職員)

② 採用予定者数
1名程度

③ 採用予定日
平成21年4月1日

④ 申請理由
平成20年度末までに退職者が予想されることから、平成21年度当初時点で欠員を生じさせないよう採用者を確保しなければならないため

⑤ 選定方法
知事部局において採用試験を実施
試験内容

【第1次試験】

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
(短大卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験
(心理学、教育学、看護教育学、看護研究、保健医療福祉論)
(記述式3問)
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

【第2次試験】

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
(1問)
- ・面接試験：人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和33年4月2日以降に生まれた者（H21.4.1時点で満50歳以下の者）
- ・看護師免許を有する者で、次のア又はイに該当する者
 - ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者（修了見込を含む）又は看護師の教育に関しこれと同等以上の学識経験を有すると認められる者
 - イ 保健師、助産師又は看護師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を4単位以上履修して卒業した者（卒業見込みを含む）

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

看護職員と書いてあるが、看護師の仕事はせず、採用後はずっと講師の仕事をするようになるのか。

事務局

そのとおりである。

事務局

講師については、現場の看護師との人事交流を図って確保しようと努めているが、現場から離れると最新の看護技術等に遅れをとるのでは、などの不安から現場志向が強く確保に困難を来している。

委 員

受験者は集まりそうなのか。

事務局

県のホームページ、全国の看護教員養成施設への案内、県外事務所等々で周知を図ることとしている。

事務局

応募が少ない場合は、さらに関係先へ声かけ等もしていくのではないかと。

(6) 報告第1号

平成20年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の採用候補者について、事務局が説明した。

【説 明】

第2次試験は警察本部が実施した。12月18日（木）発表予定である。

① 実施結果

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A/B)
警察官(男性)	名程度 5	名 144	名 107	名 34	名 27	名 9	倍 11.9

② 試験日程

第1次試験	試験日	11月2日(日)
	試験会場	【鳥取会場】県庁講堂 【米子会場】西部総合事務所講堂
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格発表	11月11日(火)
第2次試験	試験日	12月2日(火)～3日(水)
	試験会場	県庁会議室、県警察本部庁舎会議室、県警察学校
	試験種目	論文試験、人物試験(集団討論、個別面接)、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	12月18日(木)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

(7) 報告第2号

公平委員会事務委託団体の職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

(7) 協議等事項

① 診療情報管理士の職の設置について、事務局が説明した。

【説明】

病院局から相談があったもの。

ア 業務内容

次の業務を通じて、医療の安全管理や質の向上、病院の経営分析等管理に寄与する。

- 入院診療記録(カルテ)の内容精査とデータベースでの管理保管、必要な情報の抽出・加工・分析
- ICD(国際疾病分類)による傷病名・手術術式名・検査処置名などの分類と登録
- がん登録など腫瘍分類
- 入院診療情報に関わる疾病・傷害及び死因統計等の作成・解析 など

イ 必要性

次の観点から、人的医療資源として、ますますその重要性が増している。

- 医療の安全管理や質の向上、病院の経営管理への寄与
(電子カルテ → 中央病院：18年度 厚生病院：19年度 に導入済)
 - ・医学研究等への活用と患者にわかりやすい診療内容の説明
 - ・入院診療記録の加工・分析による経営面での状況分析、目標管理 等
- 県立病院へのDPC(診断群分類包括評価)に基づく医療費定額支払い制度の導入
(中央病院：20年度導入済 厚生病院：21年度導入予定)
 - ・患者の利益：無駄な医療の削減
 - ・病院の利益：急性期医療等不採算部門への安定的収益、経営的・技術的側面からの医療の質の評価・比較が可能
 - ・行政の利益：医療サービスの標準化による医療費の抑制
- ※医療費定額支払い制度：患者の診断群分類(DPC)により診療報酬が決定される制度。従来は出来高払い制度(医療費用により診療報酬を決定)
- 診療録管理体制の充実

- ・ ICDによる疾病分類、専門組織と診療記録管理者の配置などが診療報酬の加算要件

ウ 資格要件

- 四病院団体協議会（(社)日本病院会、(社)全日本病院協会、(社)日本医療法人協会、(社)日本精神科病院協会）及び(財)医療研修推進財団が付与する診療情報管理士資格が必要。
(資格試験の受験資格)
 - ・(社)日本病院会主催の診療情報管理課程通信教育全課程修了者
(基礎過程1年、専門課程1年 計2年)
 - ・(社)日本病院会認定の診療情報管理士受験認定指定校での単位取得者

エ 職の設置時期・適用給料表・任用方法・当面の配置予定

- 平成21年4月1日
- 行政職（診療行為自体には非従事、医学的知識を活用した情報管理業務に従事）
 - <職の区分> 主事及び同相当職（採用後は勤務成績により事務職と同様な人事管理）
 - <人事配置> 医学的知識を活用した専門的な職であり、能力を実証した上で任用。欠員ではDPC下での病院経営が成り立たず、原則、他部局とのローテーション人事は想定しない。
各病院の医療情報管理室、事務局医事課・経営課など病院事務職の配置想定がある職であれば、職位を問わず配置可。
勤務成績、適性に応じて上位の職に配置、能力等により事務局の幹部の職も想定可。
- 原則として、資格を取得した職員の中から転任により任用、又は、兼務により配置。
- 内部養成で配置できない場合、病院経営、医療情報管理業務に精通した病院局による選考試験により新規採用
 - ・他の資格免許職相当の能力実証を行う。具体的にはその都度人事委員会に申請する。
- 当面4名程度（各病院2名ずつ程度）

オ 内部養成・外部委託に関する考え方

- 内部養成→基本は内部養成だが、確実に確保するためには外部からの任用も必要。
 - ・医療職員は総じて人員不足であり、資格取得及び配転は本務に支障を来すことを懸念。
 - ・医療職で1年、その他の職では2年の研修が必要で、かつ試験合格が必要など確実な確保が困難。
 - ・病院により資格取得者数に多寡がある場合にも、病院間異動も困難。
- 外部委託→一部は可能だが、全面的に外部委託では病院経営が成り立たない。
 - ・単に診断名を確認するだけでなく、常時、医師と協議しながら医療内容の分析、幹部職員とともに経営分析を行う必要あり。医療の安全管理や質の向上、病院の経営管理という病院の中核を担う職であり、外部委託に馴染まない。
 - ・仮に委託先有資格者がいる場合であっても、委託先の内部異動等により確保が困難になる虞がある。

【質疑】

委員

看護師から転任する場合、給料はどうなるのか。

事務局

看護師から転職させると下がると思われる。

委員

報酬点数が上がると、単純に個人負担も上がるのではないか。

委 員

なぜ医療費が抑制されるのかがわからない。

事務局

確かによくわからない面はある。

委 員

とりあえず、頭出しという認識でよいか。

事務局

そのとおり。今後内容をしっかりと詰めていく。

委 員

この職の必要性と、どういう人を充てるのかが大事になると思う。職の必要性と、どういう人を充てるのかをもう少し整理してみていただきたい。

6 次回の人事委員会の開催

平成21年1月20日（火）午前10時00分から開催することとした。